

第3章 基本理念・基本目標

第3章 基本理念・基本目標

1 基本理念

鴻巣市文化芸術振興基本条例第3条では、文化芸術振興の基本理念として「文化芸術の振興は、文化芸術活動ができる環境を市民、市及び団体相互に構築していくことにより、市民生活に文化芸術による潤いと豊かさをもたらすことを目的として行わなければならない。」とあります。

本計画の基本理念は、条例の基本理念を踏襲し、「市民生活に文化芸術による潤いと豊かさをもたらす」と定めます。そして、基本理念をもとに3つの基本目標を設定し、施策の展開を図ります。

2 基本目標

基本理念の実現を目指すための「基本目標」を次のとおり定めます。

【基本目標1 文化芸術活動の推進と充実】

文化芸術活動を主体的に発表できる機会の充実を目指すとともに、文化芸術を鑑賞し、体験する機会の充実を目指します。誰もが文化芸術活動を身近に感じ、心豊かに暮らせるまちづくりにつなげます。

【基本目標2 地域の文化芸術資源の保全と活用】

市内には、地域固有の伝統芸能や数多くの歴史的遺産が現在に受け継がれています。これらは、文化芸術活動の活発化のために欠かせない文化芸術資源です。これらを将来にわたって保存、活用し、次世代へと継承していくことを目指します。

【基本目標3 将来の文化芸術を担うこどもたちの育成】

次世代の文化芸術の担い手となるこどもたちに、多様な文化芸術に触れることができる場を提供し、想像力豊かなこどもたちを育成していくことを目指します。

3 計画の体系

基本理念

基本目標

基本施策

市民生活に文化芸術による潤いと豊かさをもたらす

